

資産運用報告の適正性に関する確認書

2021年2月10日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本 店 所 在 地 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
不動産投資信託証券発行者名 アクティビア・プロパティーズ投資法人
(コード: 3279)

代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名 執行役員

(署 名)

佐藤 一志



本投資法人の執行役員である佐藤一志は、本投資法人の2020年6月1日から2020年11月30日までの第18期営業年度の資産運用報告の提出時点において、当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しています。

1. 本投資法人の仕組みについて

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用、資産の保管その他投信法により第三者に委託しなければならないとされる業務を第三者に委託しています。本投資法人は、第18期決算期末時点において、資産の運用に係る業務等を東急不動産リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に、資産の保管に係る業務、投資主名簿等管理事務並びに機関運営、計算、会計帳簿の作成等に関する一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に、投資法人債に係る業務を株式会社三菱UFJ銀行及び三井住友信託銀行株式会社にそれぞれ委託しています。また、本投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。

2. 資産運用報告の作成プロセス

第18期における資産運用報告は、一般事務受託者が作成した会計帳簿をもとに、当該資産運用報告の作成及び提出の業務の委託を受けた本資産運用会社にて、投信法等に規定された様式及び記載表現に従い、その他本資産運用会社が把握している投資主の皆様の投資判断に必要である情報等を加味した上で、原案を作成いたします。

作成された原案については、執行役員である私が内容を確認し、会計に関する部分については会計監査人の監査を受けた上で、本資産運用会社の投資委員会で承認後、投信法第131条第2項の規定に基づき、本投資法人の役員会で承認を受け、本資産運用会社の取締役会に報告しています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

私が当該資産運用報告における投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号）第 71 条から第 75 条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないと認識するに至った理由は以下のとおりです。

- (1) 本投資法人の会計監査人より、会計に関する記載内容について投信法第 130 条に規定される会計監査を受け、その結果、重要な指摘事項がないことを確認し、かつ、監査報告書を受領していること。
- (2) 一般事務受託者により適切に作成、提出された会計帳簿に基づき、本資産運用会社にて本投資法人の経理規程等に沿った合理的なものであることを確認した上で、当該資産運用報告が作成されることを確認していること。
- (3) 資産運用報告を適正に作成するため、本投資法人に関する重要な事項については、適宜、本資産運用会社から本投資法人の役員会において報告を受けるとともに、当該報告内容と当該資産運用報告に記載されている事項に相違がないことを確認していること。
- (4) 本資産運用会社において、職務権限規程及び情報等開示規程等の本資産運用会社の社内規程に基づき資産運用報告の開示を行う際の業務分担及び手順を明確に定めており、適切な開示体制が整備されていることを確認していること。また、開示を適切かつ迅速に実施していることを、適宜、本資産運用会社の取締役会及び本投資法人の役員会に対し報告していることを確認していること。
- (5) 本投資法人及び本資産運用会社において、本投資法人の業務運営が十分に実施されるための内部管理体制を適切に構築し、維持していること及びその有効性について確認していること。

以 上